

議案第 52 号

所沢市防犯のまちづくり推進条例制定について

所沢市防犯のまちづくり推進条例を別記のとおり制定する。

平成22年 6月10日提出

所沢市長 当 摩 好 子

提案理由

防犯のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項をさだめることにより、市民が安心して暮らせることができる安全な地域社会の実現に寄与するため、本案を提案するものである。



## 所沢市防犯のまちづくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、防犯のまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な事項を定め、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

地域活動団体 自治会、町内会、防犯関係団体その他地域において防犯のまちづくりに関する活動をする団体をいう。

市民等 市民、事業者、土地建物所有者等及び地域活動団体をいう。

関係機関 市の区域を管轄する警察及び消防その他の機関をいう。

空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるものをいう。

### (基本理念)

第3条 市、市民等及び関係機関が、自分たちの地域は自分たちで守るという防犯の連帯意識のもとに、それぞれの役割を果たしつつ協働し、地域社会において犯罪を誘発する機会を除去することにより、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを行うことを防犯のまちづくりの基本理念とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、防犯のまちづくりに関する施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定に関し、市民等の意見を反映させるとともに、その施策の実施については、市民等及び関係機関との緊密な連携のもとに協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における自らの安全確保に積極的に努めるとともに、地域における防犯のまちづくりに関する活動を自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し必要な防犯措置を講ずるとともに、防犯のまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、所有し、又は管理する土地若しくは建物その他の工作物について、必要な防犯措置を講ずるとともに、防犯のまちづくりを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯のまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 8 条 市は、防犯のまちづくりを推進するための総合的な取組みを実施するため、市、市民等及び関係機関が意見を交換し、相互に協力することができる推進体制を整備するものとする。

( 広報及び啓発 )

第 9 条 市は、市民等の防犯意識の高揚及び規範意識の醸成を図るため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

( 自主的な防犯活動の支援 )

第 10 条 市は、地域における犯罪被害防止のための活動が促進されるよう、地域活動団体の自主的な防犯活動に対し、地域活動団体の求めに応じて助言その他の支援を行うことができる。

( 人材の育成 )

第 11 条 市は、地域における自主的な防犯活動を担う人材の育成に努めるものとする。

( 子ども及び高齢者等の安全確保 )

第 12 条 市、市民等及び関係機関は、相互に連携して、犯罪の被害に遭いやすい子ども及び高齢者等の安全確保に努めるものとする。

( 地域安全活動 )

第 13 条 市、市民等及び関係機関は、相互に連携して、防犯パトロール等地域における安全確保のための活動（以下「地域安全活動」という。）を行うとともに、効果的な安全確保を図るため、積極的に地域安全活動の推進に努めるものとする。

( 空き家等における犯罪防止の措置 )

第 14 条 空き家等を所有し、又は管理する者は、当該空き家等について、出入口を施錠する等、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

( 情報提供 )

第15条 市民等は、防犯上危険があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(実態調査)

第16条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は地域安全活動により防犯上危険があると認めるときは、実態調査を行うことができる。

(措置)

第17条 市長は、前条の規定による実態調査を行ったときは、当該調査結果に基づき、当該防犯上の危険に対し適切な措置を講ずるものとする。

(その他)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。